

佐久市太陽光発電設備の設置等における 計画・設計のポイント



佐久市環境部環境政策課

市では、平成30年9月1日より、佐久市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン及び要綱の運用を開始し、太陽光発電設備の設置等にあたっての市の考え方や方針、事業者に求める必要な事項を定め、太陽光発電設備の適切な設置等の確保を求めています。

本冊子は、ガイドライン及び要綱において定めている、太陽光発電設備の設置を行うにあたり、配慮すべき事項などについてのポイントをまとめたものです。

太陽光発電設備の設置事業者の皆さまには、ガイドライン及び要綱、各種関係法令等の内容をご理解いただき、地元との合意形成を十分に図り、適切な設置等に努めていただきますようお願いいたします。

土地の選定について

太陽光発電事業の実施における土地の選定の際には、周辺地域の防災、環境保全及び景観保全等を図る上で、様々なリスクや影響が懸念されるエリアをガイドラインで定め、『設置を避けるべきエリア（レッドエリア）』及び『設置に慎重な検討と配慮が必要なエリア（イエローエリア）』を示しています。

これらのエリアでの事業については、設置場所の変更を含め、あらゆる角度からの検討を行ってください。

■ 設置を避けるべきエリア（レッドエリア）

	エリア	関係法令等（配慮事項）
「設置を避けるべきエリア（レッドエリア）」	砂防指定地	砂防法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	土石流危険渓流	国土交通省、林野庁の調査要領・点検要領等に基づく土砂災害が発生するおそれのある箇所
	地すべり危険地区	
	地域森林計画の対象民有林 保安林	森林法
	水資源保全地域	長野県豊かな水資源の保全に関する条例
	農用地区域等 ・農業振興地域内の農用地区域 ・第一種農地（農地又は採草放牧地）	農地法 農業振興地域の整備に関する法律
	国定公園	自然公園法
	・貴重な高山性植物、高層湿原等の分布する地域 ・天然記念物又は学術参考林に準ずる動植物の分布する地域 ・特異な地形、地質等の特色のある自然環境を有する地域 ・飲料水の水源地等で自然水として保護することが必要な地域	佐久市自然環境保全条例

	文化財指定エリア ・国指定文化財 ・県指定文化財 ・市指定文化財	文化財保護法 長野県文化財保護条例 佐久市文化財保護条例
--	---	------------------------------------

■ 設置に慎重な検討と配慮が必要なエリア（イエローエリア）

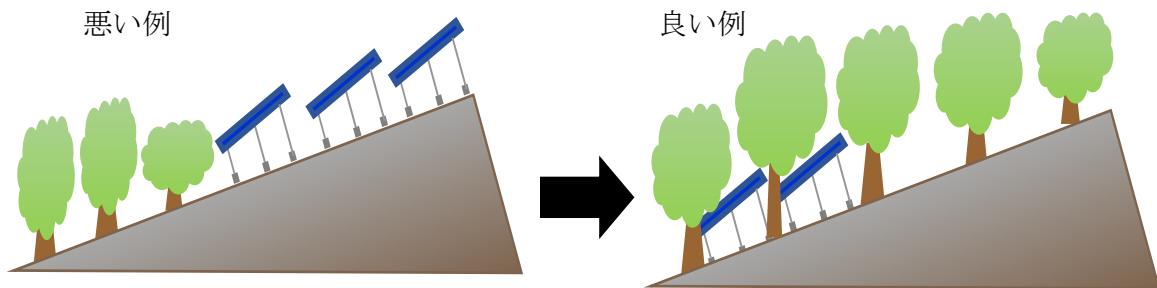
「設置に慎重な検討と配慮が必要なエリア（イエローエリア）」	エリア	関係法令等（配慮事項）
	浸水想定区域	水防法
	埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法
	用途地域 ・第1種低層住居専用地域 ・第2種低層住居専用地域 ・第1種中高層住居専用地域 ・第2種中高層住居専用地域	都市計画法
	郷土環境保全地域	長野県自然環境保全条例
	自然環境保全地区	佐久市自然環境保全条例
	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

計画・設計段階において配慮すべき事項

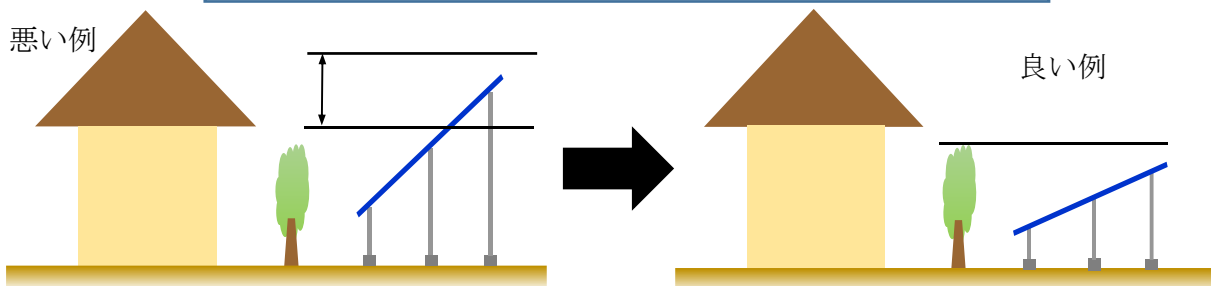
太陽光発電設備の計画・設計を行う上で、防災、環境保全及び景観保全等に支障のないようにするため、以下のことに配慮したうえで計画・設計をしていただくようお願いいたします。

- 1 太陽光発電設備の最上部を周辺の景観から可能な限り突出しないようにすること
(ガイドライン 5 (2) ア・イ)

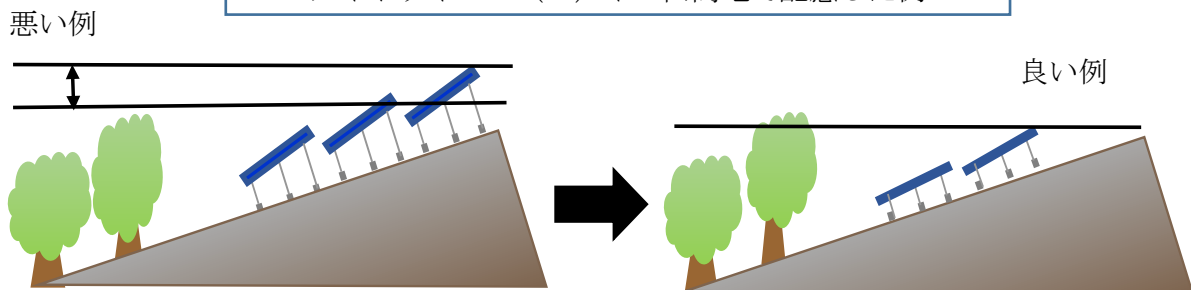
ガイドライン5 (2) ア 斜面上部での設置を避けた例



ガイドライン5 (2) イ 住宅地で配慮した例

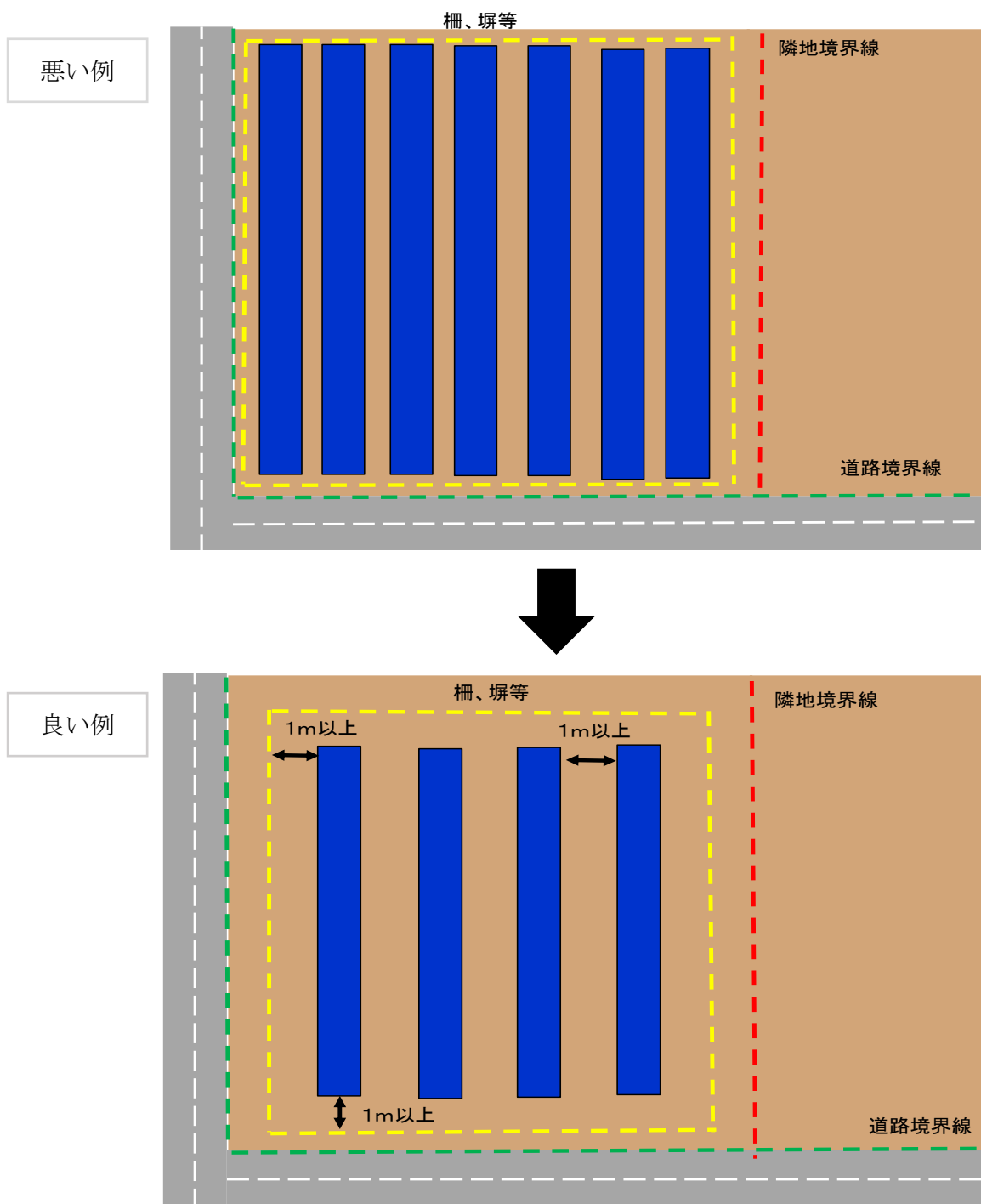


ガイドライン5 (2) イ 山間地で配慮した例



太陽光発電設備の最上部が突出しないよう、設置角度を抑える、尾根、丘陵地、高台、斜面上部での設置を避ける等の配慮をしてください。

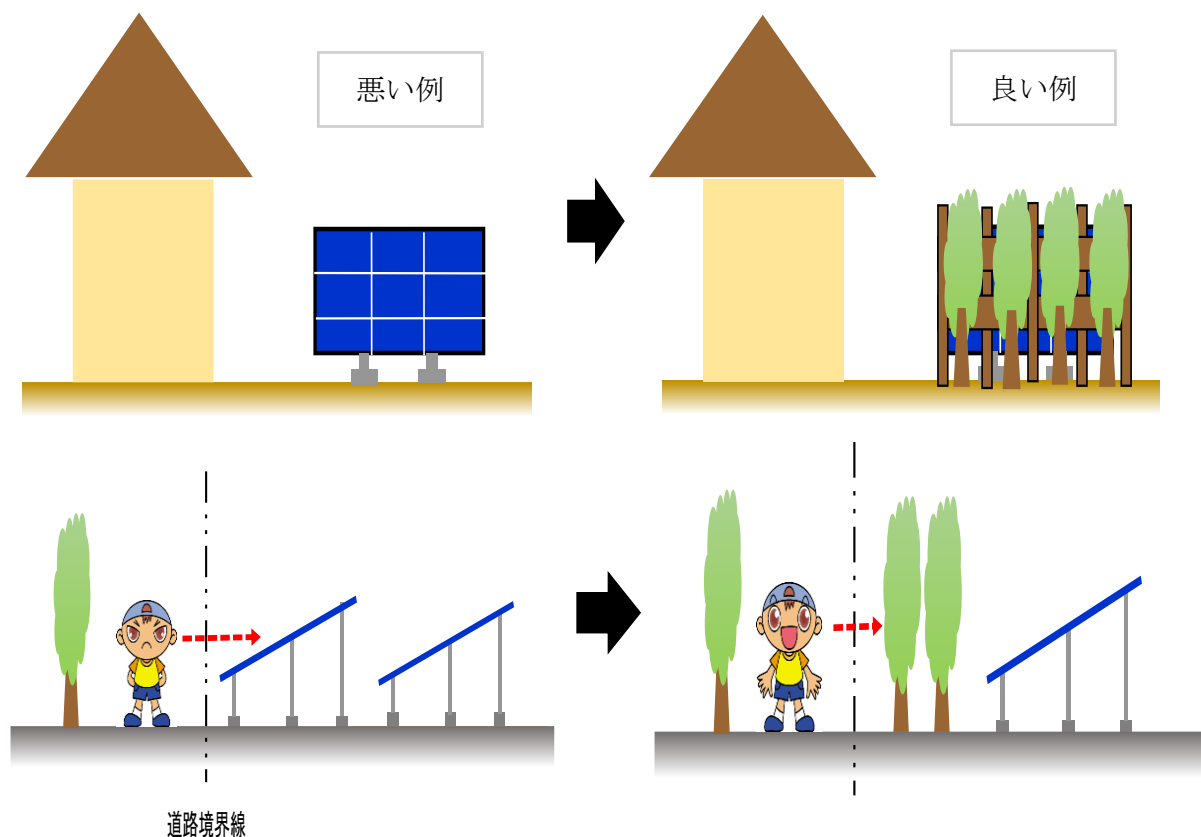
2 太陽光発電設備を隣接する土地、道路等との境界から可能な限り離し、太陽光発電設備の保守点検並びに緊急時の消防活動に支障のないよう十分な間隔を保つこと（ガイドライン 5（2）ウ）



太陽電池モジュール、パワーコンディショナ等の太陽光発電設備は、境界や柵、塀等の際に設置しないようにしてください。

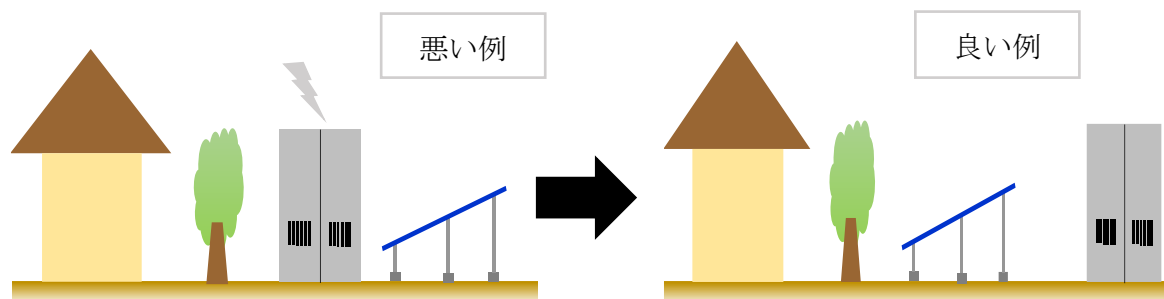
また、第三者が容易に太陽光発電設備に触れることができず、かつ、作業や消防活動に支障のないよう、最低でも1m以上の間隔をとるようにしてください。

3 植栽等によって事業地に隣接する土地、道路等から太陽光発電設備が可能な限り視認できないようにすること（ガイドライン 5（2）ウ）



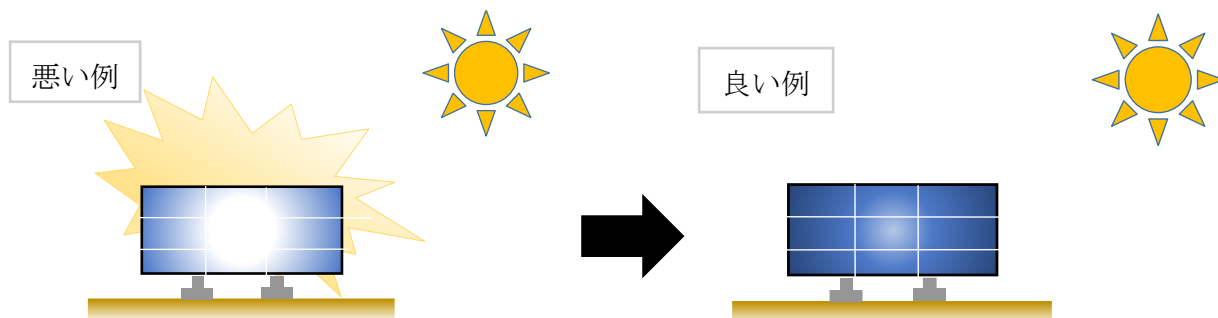
太陽光発電設備が可能な限り視認できないよう、植栽等により人工物（土台や支柱等を含む）の存在感を軽減させる配慮を行い、植栽等については、太陽光発電設備を隠せる高さ、間隔で植えるようにしてください。

4 太陽光発電設備の稼働音等が地域住民等、周辺環境に影響を与えないこと（ガイドライン 5（2）エ）



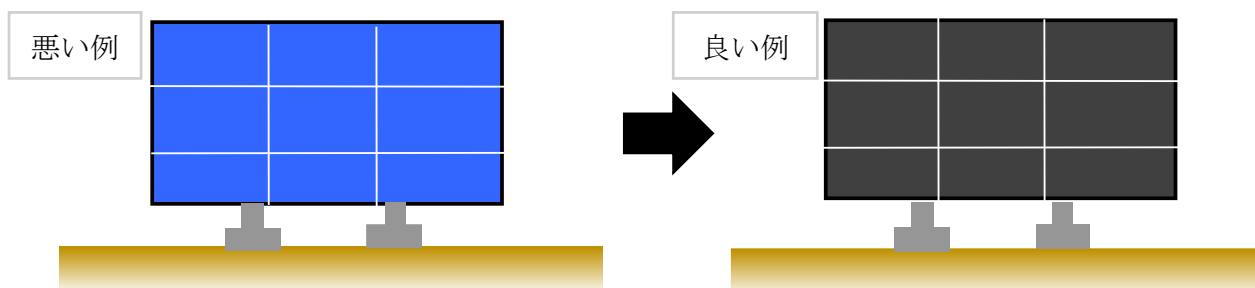
パワーコンディショナ等の稼働音がする物については、稼働音が小さいものを使用し、周辺住宅等から離れた場所に設置する等の配慮をしてください。

5 低反射な太陽電池モジュールを選択し、反射光が周辺環境を害さないようにすること（ガイドライン 5（2）オ）



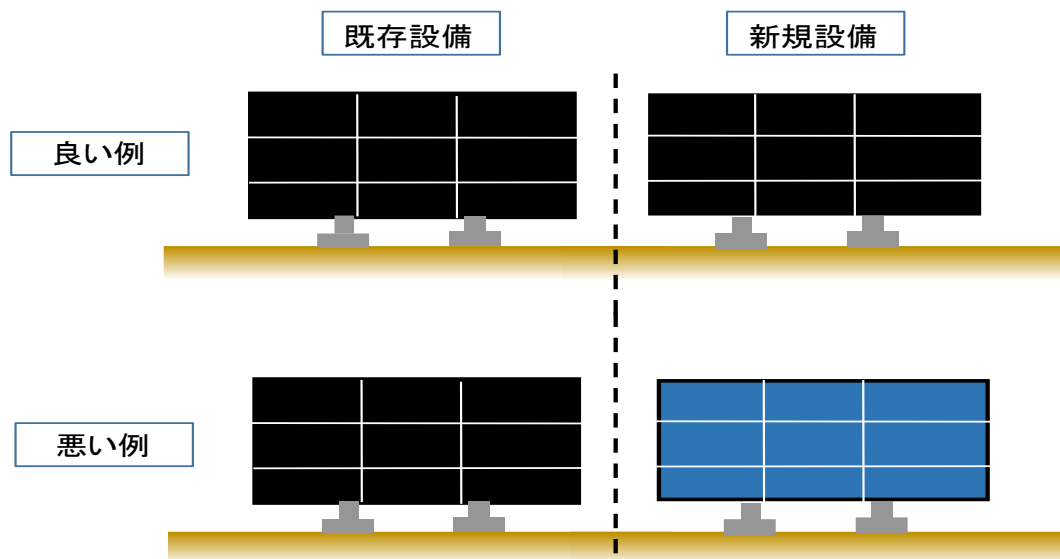
使用する太陽電池モジュールは低反射な物を採用し、JETPVM 認証を受けている製品を使用するなど、周辺環境への影響が少ない物を使用してください。

6 太陽電池モジュール及び付帯設備の色彩は、周辺の環境と調和する低明度かつ低彩度のものとする（ガイドライン 5（2）カ）



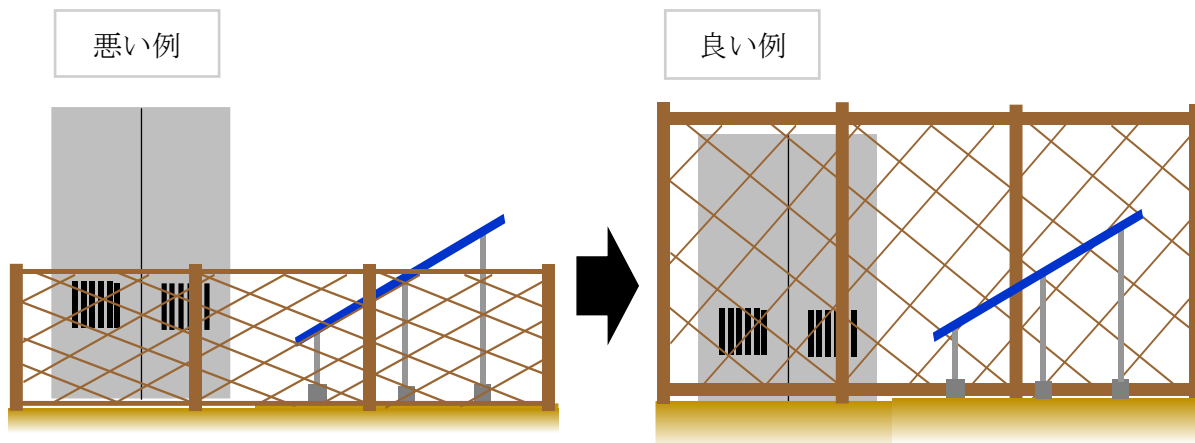
太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、太陽光発電設備周辺に設置する柵、塀等の色彩は低明度かつ低彩度のものを使用し、周辺の景観等に調和したものを使用するようにしてください。

- 7 既存の太陽光発電設備がある場合には、既存設備と新設設備を同系色にすること
(ガイドライン 5 (2) キ)



太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、塀、柵等は同系色の色とし、事業開始の時期が違っていても、統一した色を使用する等の配慮をしてください。

- 8 第三者が容易に事業地内に入れない、かつ太陽光発電設備に触れることができないようにすること



事業地の外周には柵、塀等を設置し、事業地内に容易に人が入れない、太陽光発電設備に容易に触れることができないようにするため、1.5 m以上の高さを確保してください。